

平成 31 年 3 月 25 日

各位

(一社) 鳥取県産業資源循環協会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の  
許可申請に関する講習会について (連絡)

当協会の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成 31 年度許可講習会の日程が決定しましたのでご連絡いたします。

※受付開始 4 月 1 日 (月) 午前 9 時

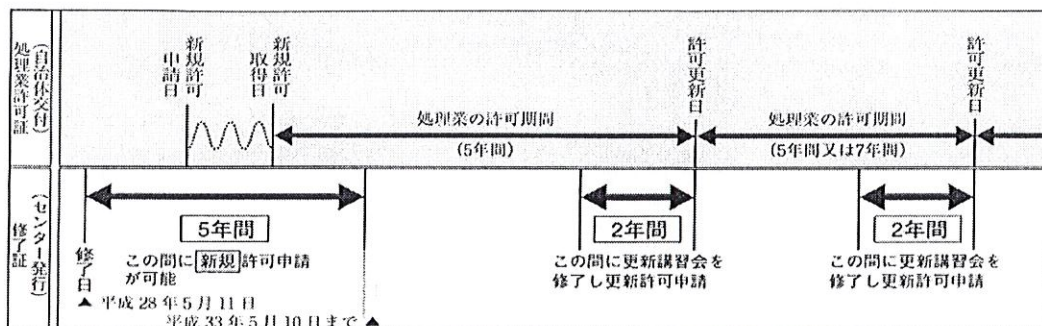
- ・ 産業廃棄物新規講習会 (収集運搬課程) 7 月 9 日 (火) ~7 月 10 日 (水)
- ・ 産業廃棄物更新講習会 (収集運搬課程) 7 月 12 日 (金)
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 7 月 11 日 (木)

なお、全国の講習会情報は日本産業廃棄物処理振興センターの HP (<http://www.jwnet.or.jp>) または、当協会の HP から検索確認が出来ますのでご活用ください。

また、次の機関で「受講の手引き (申込書・払込取扱票)」の配布をしておりますので、余裕を持って準備をされますようお願いいたします。

- ・ (一社) 鳥取県産業資源循環協会 TEL 0858-26-6611
- ・ 鳥取市 環境・循環推進課 TEL 0857-20-3668
- ・ 中部総合事務所 環境・循環推進課 TEL 0858-23-3150
- ・ 西部総合事務所 環境・循環推進課 TEL 0859-31-9322

(参考) 「業の許可申請 (許可証)」と「講習会受講 (修了証)」の関係



補足：平成 28 年 5 月 11 日付で講習会を修了すると、平成 33 年 5 月 10 日までにこの修了証を使って都道府県等に許可申請をすることが出来ます。その期間を過ぎると新たに講習会を受講しなければ許可申請をすることができません。

また、許可を取得した場合には、5 年を経過する前に更新許可申請をしなければ、その許可は失効してしまいます。更新許可申請をする場合にも更新又は新規の講習会を修了する必要があります。許可期限を迎えるにあたって余裕をもった講習会の受講をするようにしてください。